

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年8月1日

担 当	東京労働局労働基準部 安 全 課 長 伊 藤 聖 主任安全専門官 大 木 訓 電 話 03(3512)1615
	監 督 課 長 瀬 戸 邦 央 監 察 監 督 官 今 井 義 人 電 話 03(3512)1612

全国安全週間における集中的現場指導の実施結果について ～建設現場の死亡災害ゼロを目指して～

東京労働局（局長 辻田博）は、全国安全週間における取組の一環として、6月末までに集中的に実施した現場指導の結果を取りまとめましたので公表します（別紙参照）。

また、指導の際に、熱中症対策等に係る現場管理者の認識について確認しました。

【結果の概要】

- | | |
|--|----------------|
| 1 指導現場数 | 721 現場 |
| 2 違反があった現場数 | 457 現場 (63.4%) |
| 3 主な労働安全衛生法違反事項（違反があった現場数に占める割合） | |
| (1) 元請事業者の安全衛生管理面 | 392 現場 (85.8%) |
| (2) 墜落・転落防止 | 245 現場 (53.6%) |
| 4 熱中症対策において実施している事項の上位3点（複数選択式） | |
| (1) 「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」 | 459 現場 (63.7%) |
| (2) 「高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設置」 | 302 現場 (41.9%) |
| (3) 「暑さ指数を把握し、リスクを評価」 | 260 現場 (36.1%) |

【今後の取組】

東京労働局では、引き続き、死亡災害ゼロを目指し、建設事業者に対し、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策の徹底等の周知・指導に取り組んでまいります。

別添資料

- 1 令和5年労働災害発生状況（6月末時点速報値 東京・建設業）
- 2 職場の「熱中症」を防ごう！

1. 法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、63.4%（457現場）であり、違反があった457現場のうち、13.6%である62現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	647	12	22	40	721
法令違反現場数	422	5	10	20	457
違反率	65.2%	41.7%	45.5%	50.0%	63.4%
作業停止等命令現場数	58	0	2	2	62
法令違反現場数に対する割合	13.7%	0.0%	20.0%	10.0%	13.6%

(2) 違反事項別の違反率等

違反事項別では、「元請事業者の安全衛生管理面」の違反率が85.8%（392現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止」の違反率が53.6%（245現場）であった。

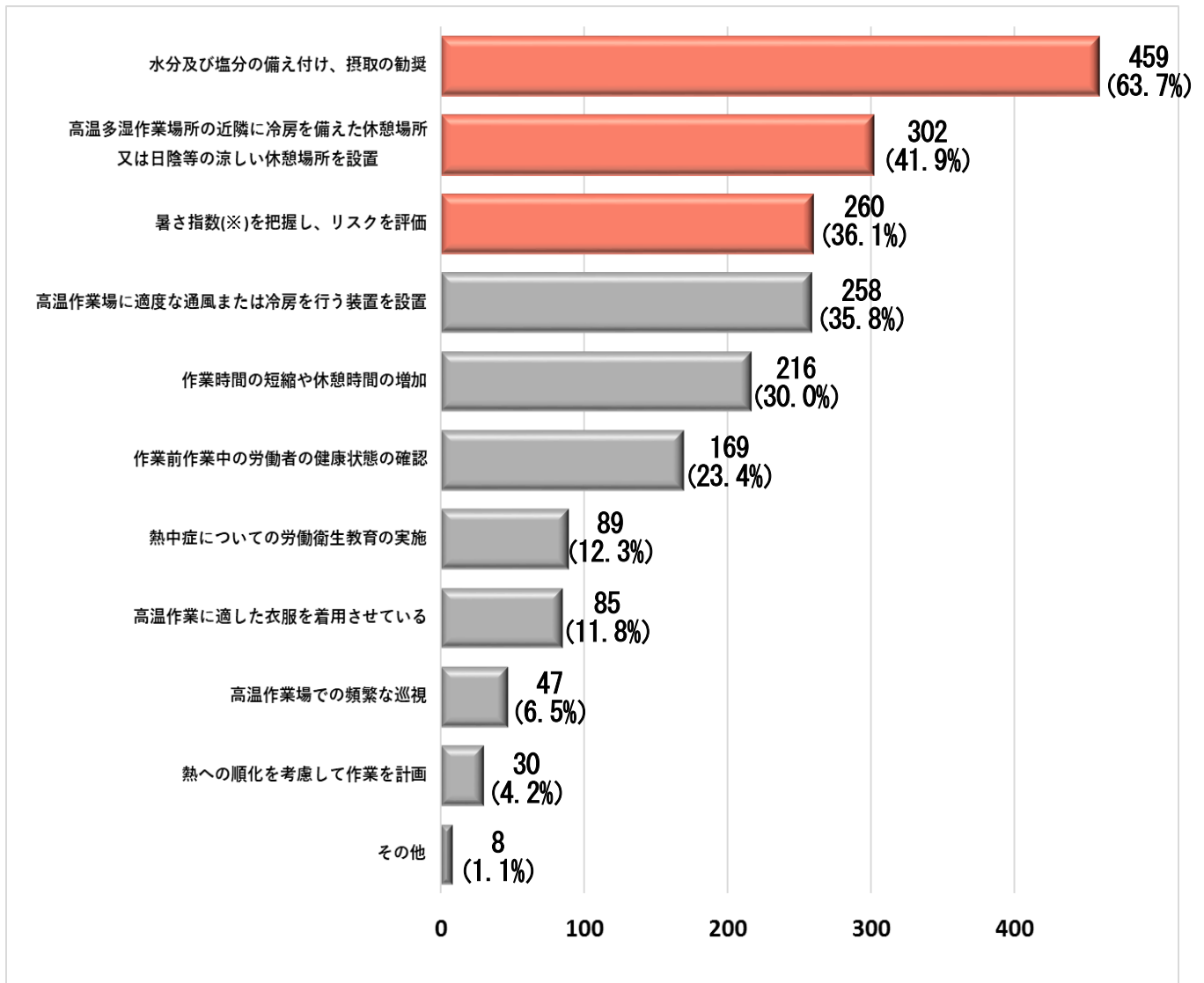
違反事項	違反現場数 (全体 457 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	392 現場 (85.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第29条） ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第31条）
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	245 現場 (53.6%) うち手すり・さん等がなかった現場・・・108 現場	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第518条） ・足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第563条、第655条） ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第519条、第653条）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	67 現場 (14.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・組立図の未作成（安衛則第240条） ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第242条） ・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第245条）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	14 現場 (3.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第66条の2） ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施（クレーン則第74条の2）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	19 現場 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第155条） ・転倒・転落防止措置の未実施（安衛則157条） ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第158条）
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	19 現場 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第27条）

※「安衛法」・・・労働安全衛生法、「安衛則」・・・労働安全衛生規則、「粉じん則」・・・粉じん障害防止規則、「クレーン則」・・・クレーン等安全規則

2. 現場管理者の認識についてのアンケート結果違反の状況

(1) 熱中症対策を行っているか（複数回答）

上位を占めたのは、「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」が459現場（63.7%）、次いで「高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設置」が302現場（41.9%）、「暑さ指数を把握し、リスクを評価」が260現場（36.1%）であった。



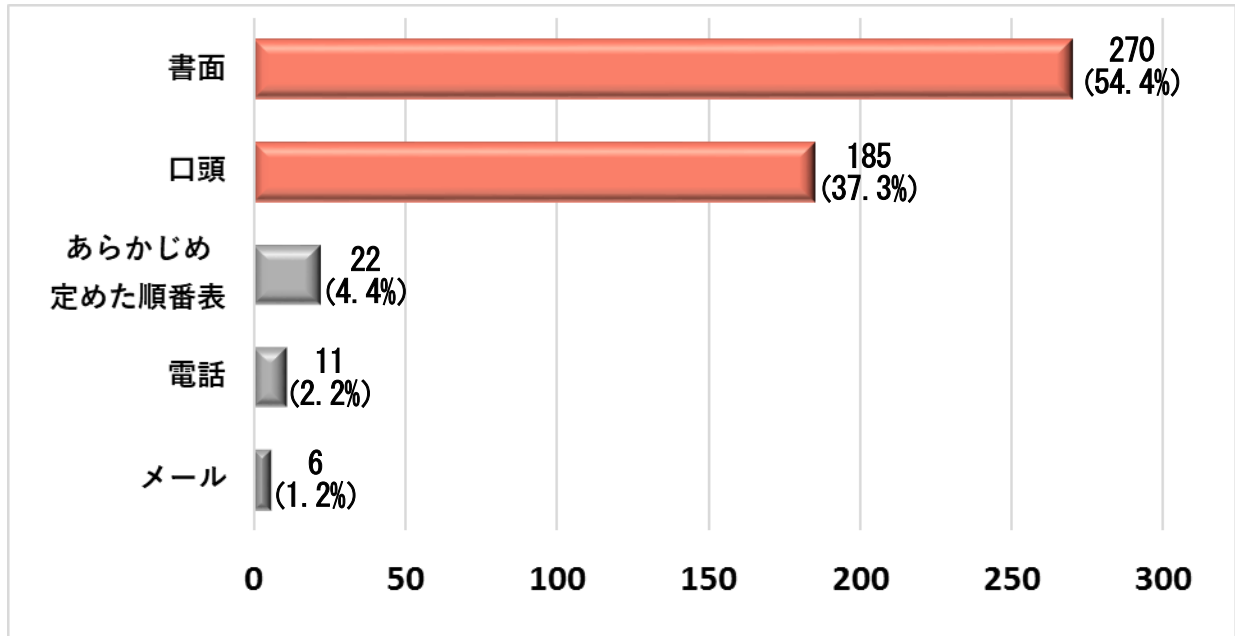
(※暑さ指数：熱中症を予防することを目的とした指数。

①湿度、②日射など周辺の熱環境、③気温により求める)

(2) 足場の点検者を指名している現場において、指名の方法（複数回答）

点検者の指名方法について 496 現場から回答のうち、上位を占めたのは、「書面」が 270 現場（54.4%）、次いで「口頭」が 185 現場（37.3%）であった。

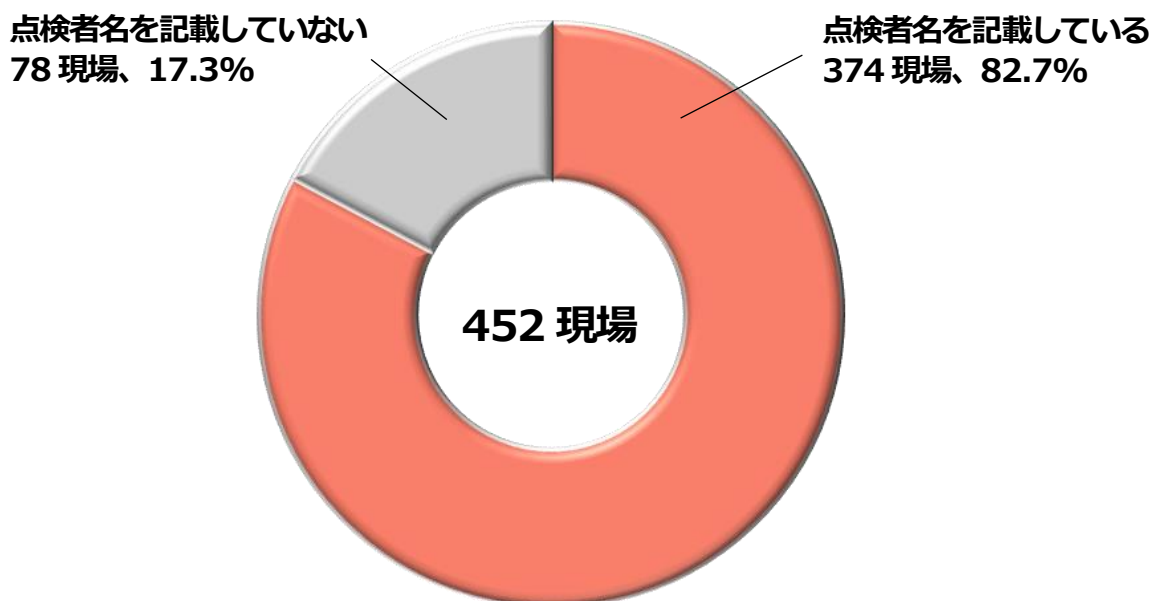
なお、足場の点検については、点検者をあらかじめ指名する必要があります（足場からの墜落防止措置の強化：令和5年10月1日施行）。



(3) 足場の点検表を作成している現場において、点検者名を記載している現場（複数回答）

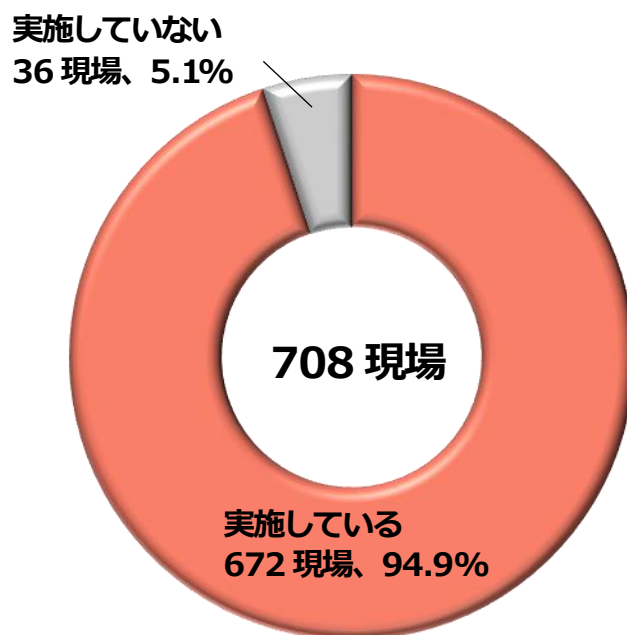
足場の点検表を作成している 452 現場のうち、点検者名を記載している現場は 374 現場（82.7%）であった。

なお、足場の点検は、足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検時に点検者の氏名を記録・保存する必要があります（足場からの墜落防止措置の強化：令和5年10月1日施行）。



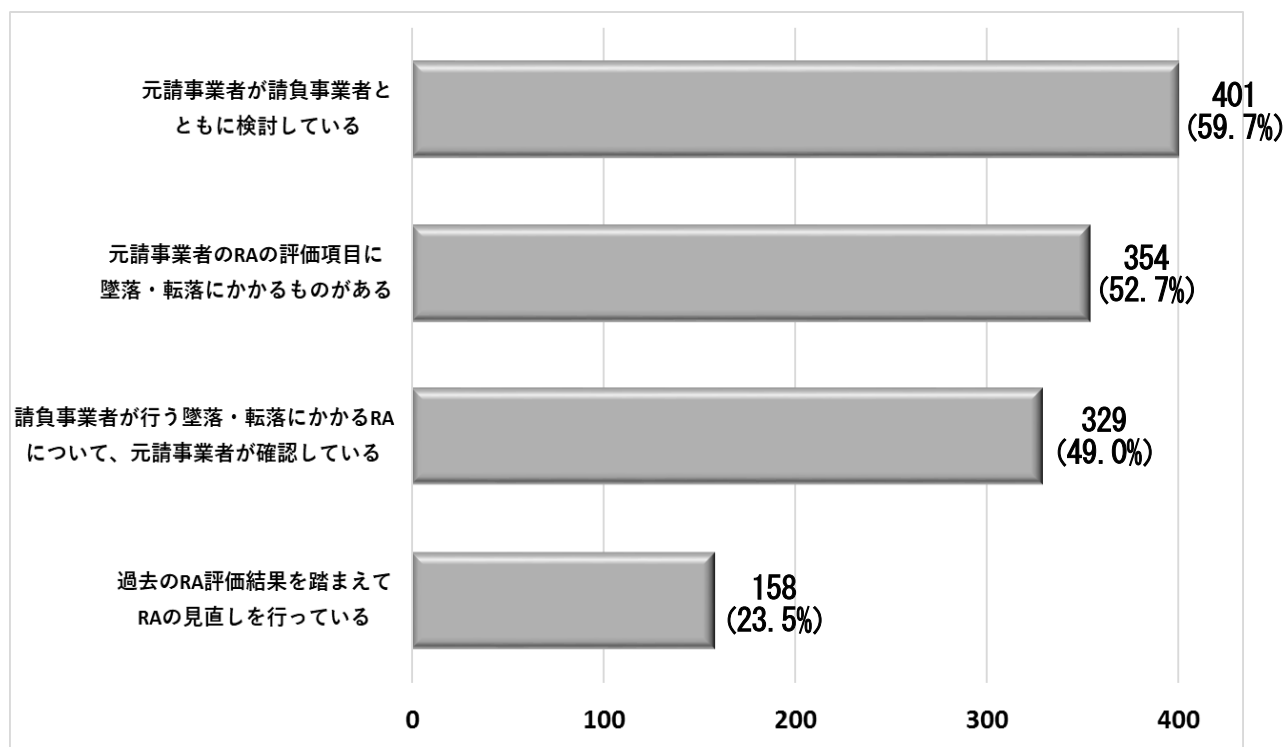
(4) リスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施状況

9割以上の建設現場で、RAを実施していた。



(5) RAを実施していた場合に、元請事業者はどのように実施していたか（複数回答）

「元請事業者が請負事業者とともに検討している」が401現場（59.7%）、「元請事業者のRAの評価項目に墜落・転落にかかるものがある」が354現場（52.7%）、「請負事業者が行う墜落・転落にかかるRAについて、元請事業者が確認している」が329現場（49.0%）であった。



令和5年労働災害発生状況（6月末時点速報値 東京・建設業）

1 死亡災害発生状況

建設業の死亡災害は3人であり、前年と比較し12人減少となっている。

また、事故の型は「飛来・落下」、「激突され」、「おぼれ」となっており、その年齢構成は、全て50歳代となっている。

【死亡災害事例】

発生月	業種	年齢・経験	発生状況の概要
2月	建築工事業	解体工 50歳代 5年以上 10年未満	被災者が、解体工事現場においてエレベーターの搬器上で作業を行っていたところ、搬器を吊っていたワイヤーロープのロープエンドの固定金具を切断したことにより、落下してきたカウンターウェイトに接触して死亡したものの。
5月	建築工事業	とび工 50歳代 30年以上	くい打機（移動式クレーンに基礎工事用アタッチメントを取り付けたもの）を作業箇所へ移動中、傾斜になっている箇所得当該くい打機が横転し、車両が下敷きとなり車内で休憩していた労働者が死亡したものの。
5月	土木工事業	土工 50歳代 1年未満	被災者が、散水用の水源を確保するため、護岸から水中ポンプを川に沈める作業を行っていたところ、護岸端から川に転落したものの。

2 死傷災害発生状況

建設業の死傷災害は前年と同数、そのうち墜落・転落災害は、依然として建設業で最も多い割合の30.7%となっている。

墜落・転落災害は、足場等からの墜落のみならず、はしご・脚立・踏台使用時及びトラック等の荷台からの墜落災害が多く発生している。

【死傷災害の型別発生状況】

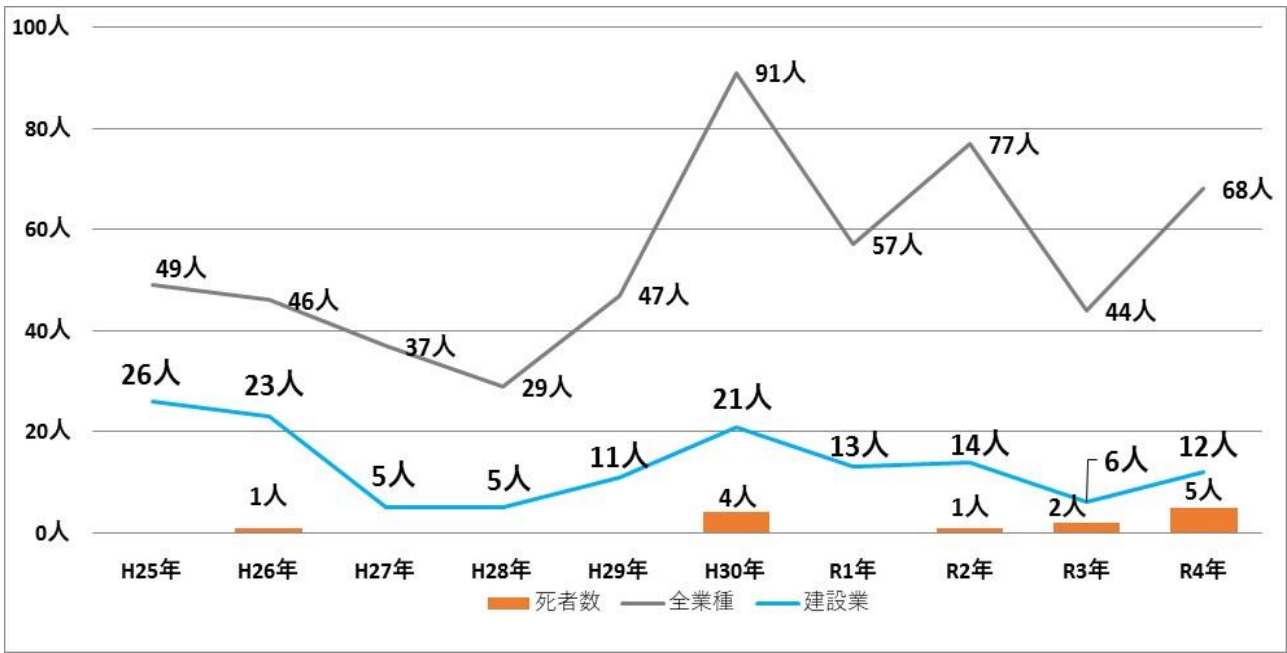
カッコ内は前年同期比の増減率

災害合計	墜落・転落	転倒	はさまれ 巻き込まれ	飛来・落下	動作の反動 無理な動作	その他
410人 (0.0%)	126人 (0.0%)	52人 (-5.5%)	46人 (-11.5%)	39人 (+56.0%)	31人 (-3.1%)	116人 (-3.3%)

《主な起因物（小分類）》

はしご等（作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む）	: 44人
トラック（トレーラ、ローリ、ミキサ車等を含む）	: 16人
建築物・構築物	: 12人
足場	: 12人

3 都内の建設業における熱中症による死傷者数の推移（平成25年～令和4年）



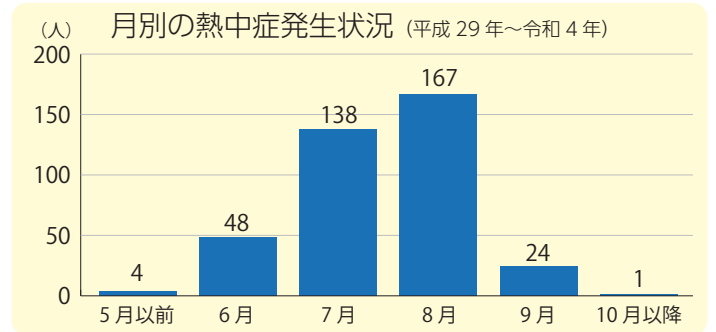
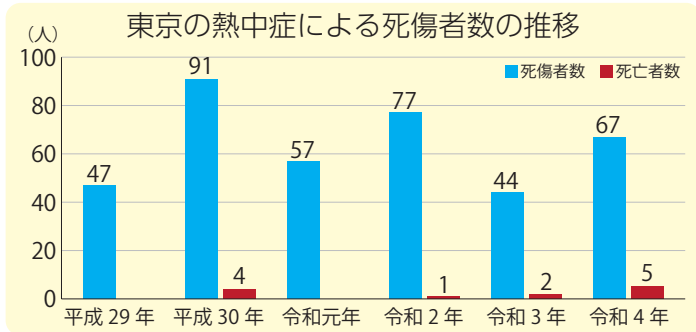
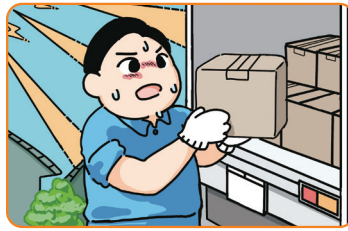
職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京管区气象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月15時	ビルメンテナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月17時	陸上貨物運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）	
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
III度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）	



4月中に実施しましょう



WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の確立

発症時・緊急時の措置の確認と周知

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。